

(平成8年度第1号諮問事案)

横公審第1号
平成9年2月17日

横須賀市長 沢田秀男様

横須賀市公文書公開審査会
委員長 三邊夏雄

公文書の部分公開処分に関わる異議申立てについて(答申)

平成8年11月20日付け横企都第83号で諮問された、都市計画審議会議事録の部分公開処分に関する異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 非公開とされ、本件の意義申立ての対象とされた情報

第72, 73, 74回都市計画審議会議事録の用途地域に係る部分の発言委員氏名

2 審査会の結論

第72回審議会の議事録については、発言委員会氏名を非公開とする実施機関の決定は、妥当である。

第74回審議会の議事録については、発言委員氏名を公開すべきである。

第73回審議会の議事録については、会議において委員の発言がなく、非公開部分はない。

3 異議申立ての経緯

(1) 平成8年10月1日、申立人は、「都市計画審議会議事録(第72, 73, 74回の用途地域に係る部分)」について、公文書公開条例第9条(以下「条例」という。)の規定に基づき横須賀市長(以下「実施機関」という。)に対し、公文書公開の請求をした。

(2) 同年10月11日、実施機関は、発言委員名を公開することは、委員の自由かつ率直な意見交換を妨げるとして、条例第7条第1項第4号該当により発言委員名を非公開とし、その他の部分を公開と決定して、条例第10条第1項の規定に基づき通知した。

(3) 同年10月21日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づ

き、実施機関へ意義申立書を提出した。

4 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人は、意義申立書及び平成8年12月2日提出の「非公開理由説明書に対する意見書」において、次のように主張している。

ア 都市計画審議会委員は都市計画審議会条例に基づき、市議会議員、学識経験者及び市職員を市長が委嘱または任命している。その委員はそれぞれの組織、それぞれの経歴、知識等に基づき都市計画に関する事項について意見を表明することを求められている。また、意見はそれぞれの立場の委員の責任により表明されることを求められている。

イ 第74回の都市計画審議会からは、審議会の傍聴を認め、公開している。公開することになっても、「委員の自由な発言の確保」はできるとして、都市計画審議会の第73回の審議会で公開を決定した。審議会を公開しても「委員の自由な発言の確保」ができるということは、審議会で委員が発言することに対して各委員は、非公開でも公開でも同じく「自由な発言」ができると考えているからである。

ウ 実施機関は、「第74回についても、審議会そのものは公開しているものの、公文書公開条例施行前ということもあって、発言委員の氏名を公開することについて、了解を得ていないことから、前2回の会議録と同様に非公開とした。」としているが、審議会の公開を決定したということは、公開について何らかの条件付けがなされていない限り、公開された審議会の全ての情報の公開を妨げるものではないと考えられる。

エ 以上により、審議会における発言委員の氏名を公開することは、公文書公開条例第7条第1項第4号における「公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの。」に該当しない。故に、都市計画審議会の発言委員の氏名は公開すべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成8年11月26日提出の非公開理由説明書及び平成8年1月28日の当審査会に対する口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 横須賀市都市計画審議会は、本市の都市計画に関し市長の諮問に応ずるため都市計画審議会条例によって設置されている。この審議会は、平成7年8月25日に開催した第73回都市計画審議会において、原則として一般傍聴を認めることと決定し、現在は一般の傍聴が行われている。

イ 今回、請求の対象となった議事録のうち、第72,73回については、まだ、審議会そのものが非公開であり、発言委員の氏名を公開することについて、各委員の意思の確認は行っていない。そのため、発言委員名が公開されることにより、特定の個人に対する批判や中傷がなされれば、心理的な圧迫を受けて、今後の審議会において自由な発言が抑制される可能性があり、自由な発言の確保の観点から発言委員の氏名は非公開とした。

ウ また、第74回についても、審議会そのものは公開しているものの、公文書公開条例の施行前ということもあって、発言委員の氏名を公開することについて了承を得ていないことから、前2回の会議録と同様に非公開と判断した。

5 審査会の判断理由

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、横須賀市都市計画審議会の第72回、第73回、第74回審議会における議事録であり、それぞれ議事録には当局側の説明及びそれに対する審議会委員の氏名及び発言内容が、議事録には、当局側の説明が、議事録には、当局側の説明及びそれに対する審議会委員の氏名及び発言内容が記載されている。

イ 横須賀市都市計画審議会は、横須賀市における都市計画に関し市長の諮問に応ずるため、都市計画審議会条例に基づいて設置されたものであり、審議会委員は、市議会議員、学識経験者及び市職員を市長が委嘱または任命している。その委員はそれぞれの組織、それぞれの経歴、知識等に基づき都市計画に関する事項について意見を表明することを求められている。また、意見はそれぞれの立場の委員の責任により表明されることを求められている。

なお、本審議会は、第73回審議会において、第74回審議会から原則として一般に公開し、市民の傍聴を認めることとしている。

(2) 条例第7条第1項第4号本文該当性について

ア 条例第7条第1項第4号本文は、「本市の機関内部...等との間における審議...等に関する情報であって、公開することにより、当該審議...等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」と規定している。

これは、市等における審議等が円滑に行われることを確保する観点から定めたものである。市等における審議等に関する情報の中には、機関としての意思決定がされていない情報や意思決定過程の意見交換の記録に関する情報、意思決定過程において外部から取得した情報等が含まれている。そこで、これらの情報のうち公開することにより、当該審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるものを公

開しないことができることとしている。

「審議...等に関する情報」とは、本市等の最終的な意思決定が終了するまでの間における行政内部の審議等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報を含むものである。

もっとも、本号に該当するか否かを判断するに際しては、もとより、「審議...等に関する情報」のすべてが非公開となるのではなく、これらのうち公正又は適正な意思決定を著しく妨げるものに限定されるものであり、いたずらに非公開の範囲を広げることのないよう留意しなければならない。

そこで、本件文書を公開することが条例第7条第1項第4号本文に該当するかを検討すると、以下の通りである。

イ 第72回審議会は非公開で開催されており、又、当該議事録には、用途地域内の土地利用権等に関する審議について発言した委員名及びその発言内容が記載されており、これら発言事項は用途地域に関する個人の権利関係に重大な影響を及ぼすものである。したがって、発言委員名を公表すると当該委員に対し批判、非難もしくは中傷等がなされるおそれがあり、このため、その後、委員がこれらに萎縮し、その自由な発言を控え、ひいては本審議会における公正又は適正な意思決定を著しく妨げるおそれがあるということができ、条例第7条第1項第4号本文に該当するものということができる。

ウ 第74回審議会は公開で開催され、又、当該議事録における委員の発言内容はいずれも一般的な事項に対する質問に過ぎないのであるから、発言者氏名を公開しても本審議会における公正又は適正な意思決定を著しく妨げるおそれがあるということとはできない。

(3) 第73回審議会における議事録には委員の発言が記載されておらず、結局非公開部分はない。

以上

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 8 年11月20日 (平成8年度第 1 回審査会)	・ 市長からの諮問
平成 8 年11月26日	・ 実施機関から「非公開理由説明書」の受理
平成 8 年12月 2 日	・ 異議申立人から「非公開理由説明書に対する意見書」の受理
平成 8 年12月18日 (平成8年度第 2 回審査会)	・ 審議
平成 9 年 1 月28日 (平成8年度第 3 回審査会)	・ 実施機関の口頭説明 ・ 審議
平成 9 年 2 月17日 (平成8年度第 4 回審査会)	・ 審議